

令和6年9月6日

不祥事根絶に向けた取組について

本校教職員は、日頃から学校教育に携わる者として、自らの言動に責任を持ち、コンプライアンスを意識しながら教育活動に専心しています。

しかし、県内外を問わず一部の教職員による不祥事が起こるたびに、教育並びに教職員に対する信頼が失墜することは誠に残念でなりません。本校教職員は、互いを認め合い、誇りを持って教育に取り組む集団であり続けたいと強く願っています。

そのため、これまでの校内ルールを明文化し、今後も本校に勤務するすべての教職員が共通認識のもと、不祥事根絶に向けて次のように取り組めます。

茨城県立那珂高等学校長 阿内 勉

1 生徒の指導について

- (1) 教室以外の部屋等で生徒と一対一になることは避け、複数で指導にあたる。やむを得ない場合は、出入り口のドアを開放するなどして密室状態を作らないようにする。
- (2) 生徒にセクハラ、パワハラにつながる可能性のある言動はしない。また、体罰による指導は絶対に行わない。
- (3) 電話、メール、SNS 等による私的なやりとりはしない。また、校外で生徒と私的に会うなど、職務と関係のない行動や保護者等からの疑念を招く行為はしない。

2 個人情報の取扱い等について

- (1) 個人情報を含む重要情報資産は、原則として校外への持ち出しをしない。やむを得ず持ち出す場合は、校長の許可を得て情報資産持出管理簿へ記載する。
- (2) 複数人にメールを送る場合には、BCC を使う。また、誤送信を防ぐために、送信前にメールアドレス、添付ファイルを複数名で確認する。

3 自家用車の利用について

- (1) 交通法規を遵守し、交通事故・交通違反を起こさない（遭わない）ように気をつける。もしも、事故を起こしてしまった場合には誠意ある態度で被害者に対応し、処理後速やかに管理職に報告する。
- (2) 飲酒する場合は車を使用しない、車を使用している人には飲酒を勧めない、また、自動車等を翌日運転する場合には過度な飲酒を避ける。
- (3) 緊急時を除いて、自分が運転する車に生徒を同乗させない。

4 校内の環境整備について

- (1) 校内の物品を整理し、破損した箇所はすぐに修繕を行う等校内の環境整備に努める。
- (2) 日々の清掃時以外にも、複数の担当者或いは管理職により、教室等の安全確認を定期的に行う。

5 校内外の相談・連絡体制について

- (1) 生徒と教職員、また、教職員同士が報告・相談しやすい環境を整える。
- (2) 校内外の相談窓口を生徒・保護者へ案内する。
- (3) 生徒が安心・安全な学校生活を送れるように、警察や地域の機関等と連携を図る。

6 生徒・教職員の防犯意識の向上について

- (1) 様々な機会を捉えて、生徒に「生命（いのち）の安全教育」を推進する。
- (2) 定例職員会議等でコンプライアンスに関する校内研修（事例研究）を実施する。また、茨城県教育委員会から送付される「One IBARAKI」を毎号必ず確認する。
- (3) 「よく見る場所」へ注意喚起の資料を掲出し、当事者意識をもって自己省察に努める。